５　国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、保険法人に第一項の規定による技術的確認の申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

６～11　（略）

（権利の申出）

第十九条　（略）

２～４　（略）

５　第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による技術的確認の申請又は施行規則第二十条第一項の規定による確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録を含む。）又は施行規則第二十条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

６　（略）

別記

第一号様式（第二条関係）

（Ａ４）

（略）

〔法第６条第１項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕

において記載され、又は記録された報酬返還請求権等のうち、法第６条第１項の報酬返還請求権等として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。

（略）

注１　「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第７条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。

注２　本申請書には、法第６条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第７条の私署証書若しくは電磁的記録を添付すること。

第三号様式（第二条関係）

（Ａ４）

（略）

〔法第６条第１項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕

において記載され、又は記録された報酬返還請求権等のうち、法第６条第１項の報酬返還請求権等として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。

５　国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、保険法人に第一項の規定による技術的確認の申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

６～11　（略）

（権利の申出）

第十九条　（略）

２～４　（略）

５　第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による技術的確認の申請又は施行規則第二十条第一項の規定による確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）又は施行規則第二十条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

６　（略）

別記

第一号様式（第二条関係）

（Ａ４）

（略）

〔法第６条第１項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された報酬返還請求権等のうち、法第６条第１項の報酬返還請求権等として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。

（略）

注１　「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第７条に規定する私署証書をいう。

注２　本申請書には、法第６条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本又は施行規則第７条の私署証書を添付すること。

第三号様式（第二条関係）

（Ａ４）

（略）

〔法第６条第１項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された報酬返還請求権等のうち、法第６条第１項の報酬返還請求権等として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。